

柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	—
提出年月日	令和2年5月8日

【参考資料⑥】

柏崎刈羽原子力発電所7号炉

原子炉施設保安規定に係る説明資料

(17条, 17条の6及び添付2)

<TS-10 関連箇所抜粋版>

※：本資料の黄色ハッチング箇所は、「柏崎刈羽原子力発電所7号炉原子炉施設保安規定に係る説明資料（17条, 17条の6及び添付2 各社比較表）」における保安規定条文黄色ハッチング箇所と対応するものである。

令和2年5月

東京電力ホールディングス株式会社

青字(青下線)：保安規定及び下部規定文書に記載すべき内容
 緑字(緑下線)：下部規定文書に記載すべき内容
 橙字(橙下線)：核物質防護に関連する内容
 黒字(青下線)：要求事項を実施する行為者

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文五号+添付書類八）
 【1.6 火災防護に関する基本方針, 1.8.10 外部火災防護に関する基本方針, 10.5 火災防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正) R2. 2. 21	設置変更許可申請書【添付書類八】 (補正) R2. 2. 21	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>(c-1-3) 火災防護計画</p> <p>発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。重大事故等対処施設については、火災の発生防止、並びに火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。その他の発電用原子炉施設については、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>外部火災については、安全施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p>	<p>(6) 火災防護計画</p> <p>発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災から防護すべき安全機能を有する構築物、系統及び機器、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守点検及び火災情報の共有、火災防護を適切に実施するための対策並びに火災発生時の対応といった火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。重大事故等対処施設については、火災の発生防止、並びに火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。その他の発電用原子炉施設については、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>外部火災については、安全施設を外部火災から防護するための運用等について定める。</p>	<p>添付2 火災, 内部溢水, 火山影響等, その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災安全GMは、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>ア. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理に必要な要員の確保及び教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守管理、点検及び火災情報の共有化等</p> <p>イ. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>ウ. 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>エ. その他の原子炉施設については、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策</p> <p>オ. 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p>	<p>・設置変更許可本文記載事項のため保安規定に記載する。</p>	<p>・NM-51-17・KK-S1-101 火災防護計画 (新規)</p>	<p>防災安全GMは、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めると共に、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。重大事故等対処施設については、火災の発生防止、並びに火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づき必要な火災防護対策を行うことについて定める。その他の発電用原子炉施設については、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規定・指針に従った火災防護対策を行うことについて定める。(新規記載)</p>
<p>(c-2) 火災発生防止</p> <p>(c-2-1) 火災の発生防止対策</p> <p>火災の発生防止については、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災の発生防止対策を講じるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素ガスに対する換気及び漏えい検知対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。</p> <p>なお、放射線分解等により発生する水素</p>	<p>1.6.1.2 火災発生防止に係る設計方針</p> <p>1.6.1.2.1 火災発生防止対策</p> <p>発電用原子炉施設の火災の発生防止については、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災の発生防止対策を講じるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素ガスに対する換気及び漏えい検出対策、放射線分解等により発生する水素ガスの蓄積防止対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。</p> <p>具体的な設計を「(1) 発火性又は引火性物質」から「(6) 過電流による過熱防止対策」に示す。</p>	<p>オ. 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p>	<p>・発電用原子炉施設における設計の方針に係る事項であり、保安規定に規定しない。</p>		

(本文五号+添付書類八 1.6, 1.8.10, 10.5 - 4 / 141)

青字(青下線)：保安規定及び下部規定文書に記載すべき内容
 緑字(緑下線)：下部規定文書に記載すべき内容
 橙字(橙下線)：核物質防護に関連する内容
 黒字(青下線)：要求事項を実施する行為者

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文五号+添付書類八）
 【1.6 火災防護に関する基本方針，1.8.10 外部火災防護に関する基本方針，10.5 火災防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正) R2. 2. 21	設置変更許可申請書【添付書類八】 (補正) R2. 2. 21	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>(c) <u>常駐する運転員による早期の消火活動</u> 中央制御室制御盤内に自動消火設備は設置しないが、中央制御室制御盤内に火災が発生しても、<u>高感度煙検出設備や中央制御室の火災感知器からの感知信号により、常駐する運転員が中央制御室に設置する消火器で早期に消火活動を行う</u>ことで、相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルへの火災の影響を防止できる設計とする。</p> <p><u>消火設備は、電気機器へ悪影響を与えない二酸化炭素消火器を使用する設計とし、常駐する運転員による中央制御室内の火災の早期感知及び消火を図るために、消火活動の手順を定めて、訓練を実施する。</u> <u>火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を配備する。</u></p> <p>b. 中央制御室床下フリーアクセスフロアの影響軽減対策 中央制御室の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、中央制御室床下フリーアクセスフロアに敷設する火災防護対象ケーブルについても、互いに相違する系列の3時間以上の耐火能力を有する隔壁による分離、又は水平距離を6m以上確保することが困難である。このため、中央制御室床下フリーアクセスフロアについては、下記に示す分離対策等を行う設計とする。 (a) 分離板等による分離</p>	<p>ト 運転状況の確認等を実施する。</p> <p>カ. 単一故障も想定した中央制御室盤内における火災発生時の対応（中央制御室の制御盤1面の機能が火災により全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。） (ア) <u>当直長</u>は、中央制御室盤内の高感度煙検出設備により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準 1. 3 教育訓練の実施 防災安全GMは、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的を実施する。 (4) 消防訓練（防火対応） 消火要員に対して、火災発生時における初期消火活動に関する訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。 行為内容を遂行する実施者及び実施内容に関する事項のため、保安規定に記載せず下部規定に記載する。 要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。 発電用原子炉施設における設計の方針に係る事項であり、保安規定に規定しない。 	<ul style="list-style-type: none"> NM-51-17・KK-S1-174 初期消火活動対応要領(新規) NM-51-17・KK-S1-101 火災防護計画(新規) NM-51-17・KK-S1-174 初期消火活動対応要領(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室盤内の高感度煙感知器が感知した場合は、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器を優先的に使用し、常駐する運転員又は職員が消火する。(新規記載) 火災発生時の対応 防火・防災管理者は、『初期消火活動対応要領』に火災対応手順及び消火戦略を定め、維持・管理を行う。(新規記載) 中央制御室盤内の高感度煙感知器が感知した場合は、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器を優先的に使用し、常駐する運転員又は職員が消火する。

(本文五号+添付書類八 1.6, 1.8.10, 10.5 - 46 / 141)

青字(青下線)：保安規定及び下部規定文書に記載すべき内容
 緑字(緑下線)：下部規定文書に記載すべき内容
 橙字(橙下線)：核物質防護に関連する内容
 黒字(青下線)：要求事項を実施する行為者

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文五号+添付書類八）
 【1.6 火災防護に関する基本方針，1.8.10 外部火災防護に関する基本方針，10.5 火災防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正) R2. 2. 21	設置変更許可申請書【添付書類八】 (補正) R2. 2. 21	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>インバータは設置しない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池室の換気設備は，社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針(SBA G 0603)」に基づき，水素ガスの排気に必要な換気量以上となるよう設計することによって，蓄電池室内の水素濃度を 2vol%以下の約 0.8vol%程度に維持する設計とする。 蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央制御室に警報を発報する設計とする。 常用系の蓄電池と非常用系の蓄電池は，常用の蓄電池が非常用の蓄電池に影響を及ぼすことがないよう，位置的分散が図られた設計とするとともに，電氣的にも2つ以上の遮断器により切り離される設計とする。 <p>(4) ポンプ室</p> <p>安全機能を有するポンプの設置場所のうち，火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には，<u>消火活動によらなくとも迅速に消火できるよう固定式消火設備を設置する設計とする。</u></p> <p>なお，<u>固定式消火設備による消火後，消火の確認のために運転員や消防隊員がポンプ室に入る場合については，消火直後に換気してしまうと新鮮な空気が供給され，再発火するおそれがあることから，十分に冷却時間を確保した上で，可搬型の排煙装置を準備し，扉の開放，換気空調系，可搬型排煙装置により換気し，呼吸具の装備及び酸素濃度を測定し安全確認後に入室する設計とする。</u></p> <p>(5) 中央制御室等</p> <p>中央制御室は以下のとおり設計する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室と他の火災区域の換気空調系の貫通部には，防火ダンパを設置する設計とする。 中央制御室のカーベットは，消防法施行令第四条の 	<p>添付2 火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>1. 5 手順書の整備</p> <p>エ. 消火設備のうち，手動操作による固定式ガス消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(ア) 当直長は，火災感知器が作動し，火災を確認した場合，消火活動を実施する。</p> <p>ク. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動</p> <p>固定式ガス消火設備による消火後，消火要員が消火の確認のためにポンプ室へ入室する場合は，十分に冷却時間を確保した上で，可搬型排煙装置を準備し，扉を開放，換気空調系，可搬型排煙装置により換気し入室する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は，保安規定に記載する。 行為内容を遂行する実施者及び実施内容に関する事項のため，保安規定に記載せず下部規定に記載する。 	<p>・NM-51-17・KK-S1-174 初期消火活動対応要領(新規)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ室の消火及び換気対応安全機能を有するポンプの設置場所のうち，火災発生時に煙の充満により消火活動が困難な場所には，固定式消火設備を設置している。固定式消火設備で消火した場合，消火直後に換気すると新鮮な空気が供給され，再発火する恐れがあることから，消火確認等のために入室する際は十分に冷却時間を確保した上で，可搬型の排煙装置を準備し，扉の開放，換気空調系，可搬型排煙装置により換気し，セルフエアセットの装備及び酸素濃度を測定し安全確認後に入室する。(新規記載)

(本文五号+添付書類八 1.6, 1.8.10, 10.5 - 57 / 141)

青字(青下線)：保安規定及び下部規定文書に記載すべき内容
 緑字(緑下線)：下部規定文書に記載すべき内容
 橙字(橙下線)：核物質防護に関連する内容
 黒字(青下線)：要求事項を実施する行為者

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文五号+添付書類八）
 【1.6 火災防護に関する基本方針, 1.8.10 外部火災防護に関する基本方針, 10.5 火災防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正) R2. 2. 21	設置変更許可申請書【添付書類八】 (補正) R2. 2. 21	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p><u>(4) 外部火災によるばい煙発生時には、外気取入口に設置しているバグフィルタの交換、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は再循環運転により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止する。</u></p> <p><u>(5) 外部火災による有毒ガス発生時には、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は再循環運転により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。</u></p>	<p>器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準 1. 5 手順書の整備 サ. 外部火災によるばい煙発生時の対応 (ア) 当直長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、バグフィルタ等の差圧監視、外気取入ダンパの閉止及び換気空調系の停止又は中央制御室の再循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準 1. 5 手順書の整備 シ. 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室の再循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p>	<p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。</p> <p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。</p>	<p>・NM-51-17・KK-S1-101 火災防護計画（新規）</p> <p>・NM-51-17・KK-S1-101 火災防護計画（新規）</p>	<p>・外部火災の二次的影響であるばい煙及び有毒ガスが外気取入口より、中央制御室内に流入する可能性がある場合、及び中央制御室内においてばい煙等が流入したことを煙や異臭で確認した場合、当直長は操作員に中央制御室隔離を指示し、中央制御室換気空調系を外気と遮断し再循環させる非常時モードに切り替える。また、中央制御室以外の換気空調系については、空調ファンを停止し、外気取入れを遮断することにより居住空間を確保するとともに、安全機能を損なわない様にする。</p> <p>なお、外気との遮断が長期にわたり室内の空気が悪くなった場合は、外気取入モードに切り替え、外気を取り入れる。(新規記載)</p> <p>・外部火災の二次的影響であるばい煙及び有毒ガスが外気取入口より、中央制御室内に流入する可能性がある場合、及び中央制御室内においてばい煙等が流入したことを煙や異臭で確認した場合、当直長は操作員に中央制御室隔離を指示し、中央制御室換気空調系を外気と遮断し再循環させる非常時モードに切り替える。また、中央制御室以外の換気空調系については、空調ファンを停止し、外気取入れを遮断することにより居住空間を確保するとともに、安全機能を損なわない様</p>

(本文五号+添付書類八 1.6, 1.8.10, 10.5 - 110 / 141)

青字(青下線)：保安規定及び下部規定文書に記載すべき内容
 緑字(緑下線)：下部規定文書に記載すべき内容
 橙字(橙下線)：核物質防護に関連する内容
 黒字(青下線)：要求事項を実施する行為者

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文五号+添付書類八）
 【1.6 火災防護に関する基本方針, 1.8.10 外部火災防護に関する基本方針, 10.5 火災防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正) R2. 2. 21	設置変更許可申請書【添付書類八】 (補正) R2. 2. 21	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p><u>(6) 外部火災による中央制御室へのばい煙等の侵入阻止に係る教育を定期的実施する。</u></p> <p><u>(7) 森林火災から評価対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る火災防護に関する教育を定期的実施する。</u></p> <p><u>(8) 近隣の産業施設の火災・爆発から評価対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育を定期的実施する。</u></p>	<p>添付2 火災,内部溢水,火山影響等,その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p>防災安全GMは,火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>イ. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>(イ) 外部火災によるばい煙発生時及び有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止,換気空調系の停止又は中央制御室の再循環運転により,建屋内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>イ. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>(ウ) 森林火災から外部事象防護対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る教育訓練</p> <p>イ. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>(エ) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部事象防護対象施設を防護するために,離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育訓練</p>	<p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は,保安規定に記載する。</p> <p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は,保安規定に記載する。</p> <p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は,保安規定に記載する。</p>	<p>・NM-51-17・KK-S1-101 火災防護計画 (新規)</p> <p>・NM-51-17・KK-S1-101 火災防護計画 (新規)</p> <p>・NM-51-17・KK-S1-101 火災防護計画 (新規)</p>	<p>にする。</p> <p>なお,外気との遮断が長期にわたり室内の空気が悪くなった場合は,外気取入モードに切り替え,外気を取り入れる。(新規記載)</p> <p>・防災安全GMは,初期消火要員として当直員の力量が確保されていることを確認するために,当該年度の当直員の教育・訓練の計画及び実施結果を年1回確認する。</p> <p>(4)外部火災による中央制御室へのばい煙等の侵入阻止に係る教育・訓練 (新規記載)</p> <p>・一般職員に対する教育</p> <p>各GMは,火災発生時における原子炉施設の保全活動を行うため以下の教育訓練を,保安教育として一般職員に定期的実施する。</p> <p>・防火帯の点検等に関する事項を記載する。(新規記載)</p> <p>・一般職員に対する教育</p> <p>各GMは,火災発生時における原子炉施設の保全活動を行うため以下の教育訓練を,保安教育として一般職員に定期的実施する。</p> <p>・近隣の産業施設の火災・爆発からの防護に関する事項(新</p>

(本文五号+添付書類八 1.6, 1.8.10, 10.5 - 111 / 141)

青字(青下線)：保安規定及び下部規定文書に記載すべき内容
 緑字(緑下線)：下部規定文書に記載すべき内容
 橙字(橙下線)：核物質防護に関連する内容
 黒字(青下線)：要求事項を実施する行為者

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文五号+添付書類八）
 【1.6 火災防護に関する基本方針，1.8.10 外部火災防護に関する基本方針，10.5 火災防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正) R2. 2. 21	設置変更許可申請書【添付書類八】 (補正) R2. 2. 21	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>ヌ(3) その他の主要な事項 (i) 火災防護設備 a. 設計基準対象施設</p> <p>火災防護設備は、火災区域及び火災区画を考慮し、火災感知、消火又は火災の影響軽減の機能を有するものとする。</p> <p>火災感知設備は、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器を組み合わせて設置することを基本とするが、各火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、上記の設置が適切でない場合においては、非アナログ式の炎感知器、非アナログ式の防爆型の煙感知器、非アナログ式の防爆型の熱感知器、高感度煙検出設備等の火災感知器も含めた中から2つの異なる種類の感知器を設置する。また、中央制御室で常時監視可能な火災受信機盤を設置する。</p> <p>消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全機能を有する構築物、系統及び機器(ロ、(3)、(i)、a.(c-1-2)と同じ)の安全機能を損なわない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画であるかを考慮し、全域ガス消火設備等を設置する。</p> <p>火災の影響軽減の機能を有するものとして、安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画の火災及び隣接する火災区域又は火災区画の火災による影響を軽減するため、火災耐久試験で確認され</p>	<p>(9) <u>外部火災発生時の予防散水に必要な消火対応力を維持するため、自衛消防隊を対象とした教育・訓練を定期的実施する。</u></p> <p>10.5 火災防護設備 10.5.1 設計基準対象施設 10.5.1.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設内の火災区域及び火災区画に設置される、安全機能を有する構築物、系統及び機器(10.5において本文ロ、(3)、(i)、a.、(c)と同じ。)を火災から防護することを目的として、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。</p> <p>発電用原子炉施設の火災の発生防止については、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災の発生防止対策を講じるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素ガスに対する換気及び漏えい検知対策、放射線分解等により発生する水素ガスの蓄積防止対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を行う。</p> <p>火災の感知及び消火については、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、想定される自然現象に対して当該機能が維持され、かつ、安全機能を有する構築物、系統及び機器は、消火設備の破損、誤作動又は誤操作によって安全機能を失うことのないように設置する。</p> <p>また、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器の相互の系統分離を行うために設ける火災区域及び火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えるよう設置する。</p>	<p>イ. 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練 (ア) 外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練</p>	<p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。</p> <p>・発電用原子炉施設における設計の方針に係る事項であり、保安規定に規定しない。</p>	<p>・NM-51-17・KK-S1-101 火災防護計画(新規)</p>	<p>規記載)</p> <p>・自衛消防隊(消火班)に対する訓練 防災安全GMは、自衛消防隊(消火班)に対して、以下に関する訓練を計画的に実施する。 ・消火活動(消火器・屋外消火栓の使用)(新規記載)</p>

(本文五号+添付書類八 1.6, 1.8.10, 10.5 - 112 / 141)

青字(青下線)：保安規定及び下部規定文書に記載すべき内容
 緑字(緑下線)：下部規定文書に記載すべき内容
 橙字(橙下線)：核物質防護に関連する内容
 黒字(青下線)：要求事項を実施する行為者

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文五号+添付書類八）
 【1.6 火災防護に関する基本方針，1.8.10 外部火災防護に関する基本方針，10.5 火災防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正) R2. 2. 21	設置変更許可申請書【添付書類八】 (補正) R2. 2. 21	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>(1) 火災感知設備 <u>アナログ式の火災感知器を含めた火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、定期的に自動試験を実施する。</u> ただし、<u>自動試験機能のない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するために、煙等の火災を模擬した試験を定期的実施する。</u></p> <p>(2) 消火設備 <u>機能に異常がないことを確認するために、消火設備の作動確認を実施する。</u></p> <p>10.5.1.6 体制 <u>火災防護に関する以下の体制に関する事項を、火災防護計画に定める。</u> <u>火災発生時の発電用原子炉施設の保全のための活動を行うため、連絡責任者、運転員及び消防要員が常駐するとともに、火災発生時には、管理権限者が所員により編成する自衛消防本部を設置する。</u> <u>自衛消防本部の組織体制を第10.5-4図に示す。</u></p> <p>10.5.1.7 手順等 火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順について定める。また、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するため、火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策等について定める。 このうち、火災防護対策を実施するために必要な手順の主なものを以下に示す。 <u>(1) 火災が発生していない平常時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。</u> <u>a. 中央制御室内の巡視点検によって、火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを火災受信機盤で確認する。</u></p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準 1. 5 手順書の整備 ナ. 保守管理、点検 各GMは、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準 1. 2 要員の配置 (3) 防災安全GMは、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 ウ. 自衛消防組織 (ア) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防組織に設置する。 (イ) 自衛消防組織は、9つの班で構成され、各班には、責任者である班長を配置するとともに、自衛消防組織を統括する統括管理者を置く。</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準 1. 5 手順書の整備 ソ. 火災予防活動（巡視点検） 各GMは、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p>	<p>・行為内容を遂行する実施者及び実施内容に関する事項のため、保安規定に記載せず下部規定に記載する。 ・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。</p> <p>・行為内容を遂行する実施者及び実施内容に関する事項のため、保安規定に記載せず下部規定に記載する。 ・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。</p> <p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。 ・行為内容を遂行する実施者及び実施内容に関する事項のため、保安規定に記載</p>	<p>・NM-51-17-KK-S1-101 火災防護計画（新規）</p> <p>・NM-51-17-KK-S1-101 火災防護計画（新規）</p> <p>・NM-51-17-KK-S1-101 火災防護計画（新規）</p> <p>・NM-51-17-KK-S1-101 火災防護計画（新規）</p>	<p>・設備保守箇所GMは、火災防護設備の検査や試験及び保守について、「保守管理基本マニュアル（NM-55）」に従い、適切に保守管理を行う。（新規記載）</p> <p>・防火・防災管理者は、火災（地震随伴等も含む）の発生に備えて、被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を編成する。自衛消防組織の編成及び役割を定める。なお、要員に変更があった際はその都度更新する。（新規記載）</p> <p>・当直長は、火災が発生していないこと及び火災受信機盤が正常に機能していることについて巡視・監視を行う。（新規記載）</p>

(本文五号+添付書類八 1.6, 1.8.10, 10.5 - 120 / 141)

青字(青下線)：保安規定及び下部規定文書に記載すべき内容
 緑字(緑下線)：下部規定文書に記載すべき内容
 橙字(橙下線)：核物質防護に関連する内容
 黒字(青下線)：要求事項を実施する行為者

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文五号+添付書類八）
 【1.6 火災防護に関する基本方針，1.8.10 外部火災防護に関する基本方針，10.5 火災防護設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正) R2. 2. 21	設置変更許可申請書【添付書類八】 (補正) R2. 2. 21	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>b. <u>起動中の原子炉格納容器内の火災感知器が発報した場合には、プラントを停止するとともに、消火戦略に基づき原子炉格納容器内への進入の可否を判断し、消火活動を行う。なお、原子炉格納容器内点検終了後から窒素ガス置換完了までの間で原子炉格納容器内の火災が発生した場合には、火災による延焼防止の観点から窒素ガス封入作業を継続し、原子炉格納容器内の等価火災時間が経過した後</u>に開放し現場確認を行う。</p> <p>(5) <u>中央制御室内における火災発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。</u></p> <p>a. <u>火災感知器及び高感度煙検出設備により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する運転員により制御盤内では二酸化炭素消火、それ以外では消火器を用いた初期消火活動、プラント運転状況の確認等を行う。</u></p> <p>b. <u>煙の充満により運転操作に支障がある場合は、火災発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</u></p>	<p>おける初期消火活動に関する訓練を実施する。また、消防車隊に対して、同内容の訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準 1. 5 手順書の整備 オ. 格納容器内における火災発生時の対応 当直長は、原子炉の起動中及び原子炉が冷温停止中の格納容器内において火災が発生した場合には、消火器等による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認及び必要な運転操作等を実施する。</p> <p>カ. 単一故障も想定した中央制御盤内における火災発生時の対応（中央制御室の制御盤1面の機能が火災により全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。） (ア) 当直長は、中央制御室盤内の高感度煙検出設備により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>ク. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動 固定式消火設備による消火後、消火要員が消火の確認のためにポンプ室へ入室する場合は、十分に冷却時間を確保した上で、可搬型排煙装置を準備し、扉を開放、換気空調系、可搬型排煙装置により換気</p>	<p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。</p> <p>・行為内容を遂行する実施者及び実施内容に関する事項のため、保安規定に記載せず下部規定に記載する。</p> <p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載する。</p>	<p>・NM-51-17・KK-S1-174 初期消火活動対応要領(新規)</p> <p>・NM-51-17・KK-S1-174 初期消火活動対応要領(新規)</p> <p>・NM-51-17・KK-S1-174 初期消火活動対応要領(新規)</p>	<p>うため、格納容器内での火災を想定した訓練を行う。(新規記載)</p> <p>・原子炉格納容器内点検終了後から窒素ガス置換完了までの間で原子炉格納容器内の火災が発生した場合には、火災による延焼防止の観点から窒素ガス封入作業を継続し、原子炉格納容器内の等価火災時間が経過した後現場確認を行う。(新規記載)</p> <p>・中央制御室盤内の高感度煙感知器が感知した場合は、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器を優先的に使用し、常駐する運転員又は職員が消火する。 ・中操床下フリーアクセスフロアの感知器が作動した場合は、固定式消火設備又は消火器により消火する。(新規記載)</p> <p>・中央制御室における消火活動として、中央制御室内に煙が充満した場合は、排煙設備を起動する。(新規記載)</p>

(本文五号+添付書類八 1.6, 1.8.10, 10.5 - 123 / 141)

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文五号+添付書類八）
 【10.11 安全避難通路等】

青字(青下線): 保安規定及び下部規定文書に記載すべき内容
 緑字(緑下線): 下部規定文書に記載すべき内容
 橙字(橙下線): 核物質防護に関連する内容
 黒字(青下線): 要求事項を実施する行為者

設置変更許可申請書【本文】 (補正) R2. 2. 21	設置変更許可申請書【添付書類八】 (補正) R2. 2. 21	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>ロ(3)その他の主要な構造 (i)本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設 (f) 安全避難通路等</p> <p>発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける。</p>	<p>10.11 安全避難通路等</p> <p>10.11.1 概要 照明用電源は、所内低圧系統より、原子炉建屋内、タービン建屋内、コントロール建屋内、サービス建屋内及び廃棄物処理建屋内の照明設備へ給電する。 中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、非常用低圧母線から給電するとともに、照明用の電源が喪失した場合に内蔵蓄電池から給電する。 設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する。非常用照明は非常用低圧母線、直流非常灯は非常用直流電源設備に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、蓄電池内蔵型照明は共通用低圧母線等に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。 また、作業場所までの移動等に必要の照明として内蔵蓄電池を備える可搬型照明を配備する。</p> <p>10.11.2 設計方針 安全避難通路には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより、容易に識別できるように避難用照明を設置する。また、避難用照明は、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なうおそれがないようにする。さらに、設計基準事故が発生した場合に用いる照明(避難用の照明を除く。)及びその専用の電源を設ける。</p> <p>10.11.3 主要設備 10.11.3.1 照明設備 照明用電源は、パワーセンタ、モータ・コントロール・センタ等の所内低圧系統から原子炉建屋内、タービン建屋内、コントロール建屋内、サービス建屋内及び廃棄物処理建屋内の照明設備へ給電する。 中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導</p>	<p>(資機材等の整備) 第17条の6 [7号炉] (1)設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置個所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7及び第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</p>	<p>・発電用原子炉施設における設計の方針に係る事項であり、保安規定に規定しない。</p> <p>・要求事項及び法令等へ適合する事項を確実に実施するために必要な事項は、保安規定に記載。</p> <p>・発電用原子炉施設における設計の方針に係る事項であり、保安規定に規定しない。</p> <p>・発電用原子炉施設における設計の方針に係る事項であり、保安規定に規定しない。</p>	<p>・NM-59-3・KK-S1-106 資機材管理要領(新規)</p>	<p>・資機材の識別、管理方法等について記載する。(新規記載)</p>

(本文五号+添付書類八 10.11 - 1/3)

青字(青下線)：保安規定及び下部規定文書に記載すべき内容
 緑字(緑下線)：下部規定文書に記載すべき内容
 橙字(橙下線)：核物質防護に関する内容
 黒字(黒下線)：要求事項を実施する行為者

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文五号+添付書類八）
 【10.12 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 (補正) R2. 2. 21	設置変更許可申請書【添付書類八】 (補正) R2. 2. 21	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>ロ(3)その他の主要な構造</p> <p>(i)本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ad)通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）、データ伝送設備から構成される。</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、<u>送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</u>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</u></p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた<u>通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</u>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、<u>データ伝送設備を設置する設計とする。</u></p>	<p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、<u>警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</u></p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、<u>送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</u></p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、<u>安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</u></p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた<u>通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</u>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、<u>データ伝送設備を設置する設計とする。</u></p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備について</p>	<p>(資機材等の整備)</p> <p>第17条の6 [7号炉]</p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡設備を整備し、警報装置及び通信連絡設備の操作に関する手順並びに専用通信回線及びデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p> <p>(資機材等の整備)</p> <p>第17条の6 [7号炉]</p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡設備を整備し、警報装置及び通信連絡設備の操作に関する手順並びに専用通信回線及びデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p> <p>(資機材等の整備)</p> <p>第17条の6 [7号炉]</p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡設備を整備し、警報装置及び通信連絡設備の操作に関する手順並びに専用通信回線及びデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>・設置変更許可本文記載事項は、保安規定に記載する。</p> <p>・設置変更許可本文記載事項は、保安規定に記載する。</p> <p>・設置変更許可本文記載事項は、保安規定に記載する。</p> <p>・設置変更許可本文記載事項は、保安規定に記載する。</p>	<p>・NM-59-3・KK-S1-106 資機材管理要領（新規）</p> <p>・NM-59-3・KK-S1-106 資機材管理要領（新規）</p> <p>・NM-59-3・KK-S1-106 資機材管理要領（新規）</p> <p>・NM-59-3・KK-S1-106 資機材管理要領（新規）</p>	<p>・資機材の識別、管理方法等について記載する。(新規記載)</p> <p>・資機材の識別、管理方法等について記載する。(新規記載)</p> <p>・資機材の識別、管理方法等について記載する。(新規記載)</p> <p>・資機材の識別、管理方法等について記載する。(新規記載)</p>

(本文五号+添付書類八 10.12 — 1 / 22)

青字(青下線)：保安規定及び下部規定文書に記載すべき内容
 緑字(緑下線)：下部規定文書に記載すべき内容
 橙字(橙下線)：核物質防護に関連する内容
 黒字(青下線)：要求事項を実施する行為者

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文十号 + 添付書類十）
 【追補 1.17 監視測定等に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 (補正) R2. 2. 21	設置変更許可申請書【添付書類十 追補】 (補正) R2. 2. 21	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(対応手段等) ○放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>発電所及びその周辺における放射線量は、通常時からモニタリング・ポストを用いて連続測定しているが、放射線量の測定機能が喪失した場合は、可搬型モニタリングポストを用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合は、モニタリング・ポストが設置されていない海側等に可搬型モニタリングポストを配置し、放射線量を測定する。さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化の判断のため、5号炉原子炉建屋付近に可搬型モニタリングポストを配置し、放射線量を測定する。</p>	<p>(1)モニタリング・ポストによる放射線量の測定 モニタリング・ポストは、通常時から放射線量を連続測定しており、重大事故等時に放射線量の測定機能等が喪失していない場合は、継続して放射線量を連続測定し、測定結果は、モニタリング・ポスト局舎内で電磁的に記録し、約3ヶ月分保存する。また、モニタリング・ポストによる放射線量の測定は、自動的な連続測定であるため、手順を要するものではない。 なお、モニタリング・ポストが機能喪失した場合は、「1.17.2.1(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定」を行う。</p> <p>(2)可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定 重大事故等時にモニタリング・ポストが機能喪失した場合、可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定を行う。また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、モニタリング・ポストが設置されていない海側等に可搬型モニタリングポストを5台配置し、放射線量の測定を行う。さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化の判断のため、5号炉原子炉建屋付近に可搬型モニタリングポストを1台配置し、放射線量の測定を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストによる代替測定地点については、測定データの連続性を考慮し、各モニタリング・ポストに隣接した位置に配置することを原則とする。可搬型モニタリングポストの配置位置及び保管場所を第1.17.2図に示す。 ただし、地震・火災等で配置位置にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の車両等で運搬で</p>	<p>型放射線計測器が測定不能となるおそれがある場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>対応手段等 <u>放射性物質の濃度及び放射線量の測定</u> 1. 緊急時対策本部は、モニタリングポストによる放射線量の測定機能が喪失した場合は、可搬型モニタリングポストを用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合は、モニタリングポストが設置されていない海側等に可搬型モニタリングポストを配置し、放射線量を測定する。さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化の判断のため、5号炉原子炉建屋付近に可搬型モニタリングポストを配置し、放射線量を測定する。</p>	<p>・行為内容を遂行する実施者及び実施内容に関する事項のため、保安規定には記載せず下部規定に記載する。</p> <p>・設置変更許可本文記載事項は、保安規定に記載する。</p> <p>・行為内容を遂行する実施者及び実施内容に関する事項のため、保安規定には記載せず下部規定に記載する。</p>	<p>・NM-59-2・KK-S1-101 緊急時対策本部運営要領（新規）</p>	<p>・手順着手の判断基準及び操作手順について記載する。（新規記載）</p>

(本文十号+添付書類十 追補 1.17 — 3 / 25)

青字(青下線)：保安規定及び下部規定文書に記載すべき内容
 緑字(緑下線)：下部規定文書に記載すべき内容
 橙字(橙下線)：核物質防護に関連する内容
 黒字(青下線)：要求事項を実施する行為者

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文十号 + 添付書類十）
 【追補 1.17 監視測定等に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 (補正) R2. 2. 21	設置変更許可申請書【添付書類十 追補】 (補正) R2. 2. 21	原子炉施設保安規定		下部規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p><u>きる範囲に配置位置を変更する。</u></p> <p>a. <u>手順着手の判断基準</u> 重大事故等時、保安班長が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所でモニタリング・ポストの指示値及び警報表示を確認し、モニタリング・ポストの放射線量の測定機能が喪失したと判断した場合。 <u>また、海側等及び5号炉原子炉建屋付近への配置については、当直副長が原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した場合。</u></p> <p>b. <u>操作手順</u> 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.3図に示す。 ①保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班員に可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定の開始を指示する。その際、保安班長は、アクセスルート等の被災状況を考慮し、配置位置を決定する。 ②保安班員は、高台保管場所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に保管してある可搬型モニタリングポストを車両等に積載し、配置位置まで運搬・配置し、測定を開始する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、監視を開始する。なお、可搬型モニタリングポストを配置する際に、あらかじめ可搬型モニタリングポスト本体を養生シートにより養生することで、可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を行う。 ③保安班員は、可搬型モニタリングポストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。 ④保安班員は、使用中に外部バッテリーの残量が少ない場合、予備の外部バッテリーと交換する。（外部バッテリーは連続5日以上使用可能である。なお、15台の可搬型モニタリングポストの外部バッ</p>	<p>(1) 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所でモニタリングポストの指示値及び警報表示を確認し、モニタリングポストの放射線量の測定機能が喪失したと判断した場合。 また、海側等及び5号炉原子炉建屋付近への配置については、当直副長が原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可添付十追補記載事項のうち手順着手の判断基準は、保安規定に記載する。 理由の説明等に関する事項のため、保安規定及び下部規定に記載しない。 行為内容を遂行する実施者及び実施内容に関する事項のため、保安規定には記載せず下部規定に記載する。 		<ul style="list-style-type: none"> 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所でモニタリングポストの指示値及び警報表示を確認し、モニタリングポストの放射線量の測定機能が喪失したと判断した場合。 また、海側等及び5号炉原子炉建屋付近への配置については、当直副長が原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した場合。（新規記載） 操作手順の概要 ①保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班員に可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定の開始を指示する。その際、保安班長は、アクセスルート等の被災状況を考慮し、配置位置を決定する。 ②保安班員は、高台保管場所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に保管してある可搬型モニタリングポストを車両等に積載し、配置位置まで運搬・配置し、測定を開始する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、監視を開始する。なお、可搬型モニタリングポストを配置する際に、あらかじめ可搬型モニタリングポスト本体を養生シートにより養生することで、可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を行う。

(本文十号+添付書類十 追補 1.17 - 4/25)